

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イレブンプラザ
所在地 上越市本町四丁目4番8号
設置者 株式会社イレブンビル
- 2 変更しようとする事項
 - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ウエルシア関東株式会社
 - (変更前) 午前9時から午後9時
 - (変更後) 午前9時から午後12時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
 - (変更前) 午前6時30分から午後9時30分
 - (変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分
- 3 変更を予定する年月日
平成25年3月28日
- 4 変更の理由
営業時間の延長によって利用客の利便性を向上するため。
- 5 届出年月日
平成25年3月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年4月5日から平成25年8月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp